

令和5年度 鳴門市国民健康保険運営協議会議事録

1. 日 時 令和6年2月15日(木) 午後1時30分
2. 会 場 鳴門市役所 共済会館 3階 大会議室
3. 委員定数 26名
4. 出席委員数 16名
5. 議長及び会議に参加した委員氏名

議長 秋 田 美 代

公益代表委員 大 黒 三 義
上 田 公 司
前 田 ナツ子
江 戸 貴 志
保 岡 正 治

医療機関等代表委員 吉 田 成 仁
鵜 飼 伸 一
山 上 敦 子
齋 藤 勤
日 下 淳
川 根 正 則

被保険者代表委員 出 口 静 江
漆 原 光 枝
藤 本 雅 史

被用者保険等保険者代表委員 今 井 信 孝

鳴門市出席者

元医療介護福祉統括官 三 宅 敏 勝
健康福祉部長 池 田 賢 次
健康福祉部保険課 課長 鈴 木 誠 一
保険課 主幹兼副課長 美 馬 智

保険課 副課長	金 森 章 郎
保険課 係長	新 居 真 弓
健康増進課 副課長	藤 川 貴 代

6. 欠席委員数、氏名

10名

公益代表委員	佐 藤 純 子
	邊 見 達 彦
医療機関等代表委員	元 木 康 文
	中 森 義 昭
被保険者代表委員	森 北 由 里
	澤 口 敬 明
	浜 川 博 満
	勘 川 昌 宏
	岡 本 啓 一

被用者保険等保険者代表委員	田 岡 誠 司
---------------	---------

7. 提出議題

第1号議案 令和5年度国民健康保険特別会計決算見込みについて
 第2号議案 令和6年度国民健康保険運営方針（案）について
 第3号議案 令和6年度国民健康保険特別会計予算（案）について
 その他

8. 議 事

司 会

それでは只今より、令和5年度鳴門市国民健康保険運営協議会を始めます。

本日の司会をさせていただきます保険課の鈴木でございます。よろしくお願いします。

まず、開会にあたりまして、谷副市長よりご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

副 市 長

皆さんこんにちは。只今ご紹介いただきました副市長の谷重幸で

す。どうぞよろしくお願いいたします。

本来でございましたら、泉理彦鳴門市長が参りまして皆様に直接ご挨拶申し上げるところではございますが、本日公務出張しておりまして、出席することができません。皆様にくれぐれもよろしくお伝えくださいとのことでございますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、令和5年度鳴門市国民健康保険運営協議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方におかれましては、お忙しい中多数ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

また、日頃より本市の保険行政をはじめ、市政各般にわたりまして、ご理解、ご協力を賜っておりますこと、この場をお借りして、重ねて厚く御礼を申し上げます。

さて、昨年12月に、マイナンバー法などの一部改正法が施行され、令和7年12月1日以降は、現行の保険証からマイナ保険証へ移行することが決定いたしました。これを受けまして、本市におきましては、国民健康保険証の有効期限を最大限延長することにより、医療機関のマイナ保険証対応に配慮させていただくとともに、被保険者の方々への周知期間等を十分に確保し、広報誌や市公式ウェブサイト等を通じてできるだけわかりやすく丁寧な説明を行って参りたいと考えております。

本日ご審議いただく議題につきましては、令和5年度国民健康保険特別会計決算見込み等となっております。

詳細につきましては、後ほど担当者よりご説明をさせていただきますが、本市の国保財政につきましては、加入者の高齢化により減少傾向にあることや、医療技術の高度化などから、1人当たりの医療費は増加しており、今後も厳しい財政運営が続くことが予想されております。

国民健康保険制度を維持するため、各委員の皆様方の忌憚のないご意見等をいただきながら、より一層、安定的な国保事業の運営に努めて参る所存でございますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

結びとなりますが、委員の皆様方のご健勝、ご多幸を心から祈念申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。

本日どうぞよろしくお願いを申し上げます。

司 会

ありがとうございました。

それでは続きまして、秋田会長よりご挨拶をお願いしたいと思います。

会 長

本協議会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶申し上げます。

この国民健康保険運営協議会でございますが、国民健康保険事業に係る重要事項につきまして、多角的な観点からご意見、ご協議をいただき、円滑な事業運営を図ることを目的としております。

さて、国民健康保険を取り巻く情勢を見ますと、先ほど谷副市長からのご挨拶にもございましたが、国は現行の保険証を廃止し、マイナ保険証への移行を決定しました。

こうした変化の中で、被用者保険と比べると、年齢構成が高く、医療水準が高い、所得水準が低く、保険税の負担が大きいといった構造的な問題を抱えており、財政状況がより厳しくなってくることが予想されます。

委員の皆様におかれましては、本市国民健康保険の安定的な運営に、これまで以上のお力添えをいただきますようお願いいたします。

本日の会議では、国保事業の令和5年度決算見込みなどについて、事務局から説明があるようですので、皆様方からの忌憚のないご意見をいただきますようお願いいたします。それでは限られた時間ではありますが、委員の皆様方のご協力により、本日の会が有意義なものとなりますようお願いいたします。開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

司 会

ありがとうございました。

それでは本日の出席委員数についてご報告いたします。

出席委員数については16名でございます。

なお、佐藤委員、邊見委員、元木委員、中森委員、森北委員、澤口委員、浜川委員、勘川委員、岡本委員、につきましては、本日所用によりまして、会議を欠席すると伺っておりますのでご報告させていただきます。

また新たに委員として委嘱させていただいた方をご紹介します。

公益代表委員としまして、前田ナツ子委員、続きまして、江戸貴志委員、被用者保険等保険者代表委員としまして本日ご欠席でございますが、田岡誠司委員がいらっしゃいますので、ご紹介させていただきます。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ここで谷副市長につきましては、次の公務がございますので、誠に恐縮でございますが退席させていただきます。皆様ご了承のほどよろしくお願いします。

(副 市 長 退 席)

司 会

それでは、鳴門市国民健康保険条例施行規則第4条3項の規定により会議については、会長が議長となり運営することとされておりますので、これから秋田会長に会議の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長

それでは議長を務めさせていただくことになりました。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。はじめに本日の出席状況について、先ほど事務局より報告がございましたが、全26名中、出席者は16名。規定により過半数に達しておりますので、本日の会議は成立しております。次に審議の前に会議録署名委員の選任をする必要がございます。これについて、あらかじめ私の方からご指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

ありがとうございます。それでは、鶴飼委員、出口委員のお二人にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に移ります。第1号議案、令和5年度国民健康保険特別会計決算見込みについて事務局より説明をお願いします。

事 務 局

(令和5年度国民健康保険特別会計決算見込みについての説明)

議 長

ありがとうございました。説明について、ご質問を承ります。

ご質問が無いようですので、お諮りをいたします。

第1号議案について、原案通り承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

ご異議なしと認めます。第1号議案について承認とさせていただきます。

ます。

続きまして、第2号議案、令和6年度国民健康保険運営方針（案）、さらに、第3号議案、令和6年度国民健康保険特別会計予算（案）を一括議題として、事務局より説明をお願いします。

事務局

（令和6年度国民健康保険運営方針（案）並びに令和6年度国民健康保険特別会計予算（案）についての説明）

議長

ありがとうございました。

只今の事務局の説明について、ご質問等を承ります。

今井委員

全国健康保険協会徳島支部企画総務グループの今井と申します。今回提案いただいている第2号議案の中で、6ページの（4）というところで、私どもと連携して進めていくというのを記載いただいたのが非常にうれしくてですね、ありがとうございました。取り組みの中のことでちょっと幾つかお聞きしたいなって興味があるのがですね4ページの（2）ですね、前回の会議の中でもちょっとお時間いただいて、この後発医薬品の普及ということで、私どもも取り組んでいるみたいなお話を皆さんにもしたかなと思うんですけども。実際問題今現状として私どもの方だと、徳島支部の数字が、鳴門市様74%ってなってるんですが徳島支部としては76%台ぐらいの、今現在数字になっております。

そして、全国の全国健康保険協会各支部の平均値の方自体はすでに国の目標であった80%を超えてますので、実はちょっとうちの本部の方では、徐々に、ジェネリックの推進の取り組みっていうのはちょっと縮小傾向になってきているということで、これまでは全国をまとめて、本部がこちらにも書いてある差額通知っていうものを、発送していたんですが、もうこれに関してはその80いってないところだけが、各自でやりなさいっていうような指示が出ているので、当然徳島は全国最下位の%になってますので、私どもは来年度もこちらと同じように差額通知は送ろうかなっていうことを考えているところです。

ただ、やはり、いつもとずっと同じものだと問題があるので、来年度は私ども初めてなんですけど、SNSを使った広報をやってみようかなということで、皆さんもYouTube動画とか、結構見られる方いらっしゃるかなと思うんですけど、よく望まない宣伝が入ってくるかなと思うんですね。よくスキップボタンを連打してるみたいなこ

とが多々あるのかなと思うんですが、やはりどうしてもY o u T u b eだとその方々の属性が登録されているので、私どもが発信したい相手にその情報を載せるっていうことが結構可能なツールの1つとなっておりますので、我々としては初めてではあるんですがそういったことで広報を広げていきたいなというふうに考えております。

1つ目の質問したかったのがこちらに年4回っていうふうに書いてあったんですが、これっていうのは大体いつ頃ぐらいに、どういった方々に送るのかなと思ひまして、例えば4回とも同じ人に送るのか、それとも何か年齢とか何かを分けて、送る予定なのかっていうのが1つ知りたいなと思ったのがあるのとですね、あと最後、6ページの大きな4番、広報活動の推進という中に、L I N E等のメディアを使ってっていうのがありまして、私どもの全国健康保険協会でも来年度からL I N Eを使って広報をやらうなんていう話も出ているので、興味があるんですが、私もたまにまなんですけど最近災害の備えっていうことで、県のL I N Eですね、皆様もしかしたら登録されてるのかもしれないんですが、登録してみようっていうので登録したはいいんですけど、結構すごい頻度でL I N Eが届いて、いつも交通事故死亡者がどうのこうのっていうのが何度も何度も届いてくるので、だんだんこのL I N E見るの暗い気持ちになって嫌だになって、正直思っではいるんですが、実際、鳴門市様の方で使われてるそのL I N Eっていうのが、現在その登録者数とか、どれぐらいの方が実際登録されているのかなっていうこととか、あとどういった情報を今の時点で発信されてるのかなっていうのをちょっと知らないんで、その辺教えていただけたらありがたいかなと思います。以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、只今のご質問に対して事務局よりご回答をお願いします。

事 務 局

今、すいませにご質問ありました後発医薬品の部分について、年4回、周知の方させていただいてる件についてのご質問だと思います。こちらについて、手元に詳細な資料がないのですが、国保連合会と連携して、県内の保険者と一体として送ってる事業となりますんで、4回送ってるんですけど、細かいその時期というのがちょっと今資料がないのですいません。具体的な日にちはお答えできないんですけど。またあと対象者についても、同じ方なのか、例えばその抽出した方な

のかというところが今、詳細な資料がないため答えられません。あと広報を強化するという事で鳴門市のLINEのところなんですけど、登録者数がすいませんこちらも今、別の課が主管になってまして、詳細の人数がわかりません。

上田委員

質問ではないんですけどね、改めて確認というか、確か都道府県化ってというのが平成30年だったと思います。これ6年で見直すということで、平成36年、今年、県の方が、その方針というのを見直すことになっております。もう1つ、2025年問題といって、団塊の世代の方が、2025年ですね、75歳以上ということで、後期高齢者になります。そうすると一気に国保の加入者が減ります。それを受けて県の方も見直しをするという形にはなるのかなと思うんですけども、私が確認したところ、都道府県化して、保険料の抑制とか、そういったことが実際にできたのかっていうのを確認すると、都道府県化以降、保険料の値上げになったのが、24市町村のうち16市町村。ほとんどのところが値上げになってます。もちろん加入者の減少とか、いろんな要因がありますので、致し方ないところはあると思いますけども、そうすると先ほどお話があったように、国保財政というのはすごく厳しくなってきます。市の財政っていうのも、これから緊縮財政が進められていくと思いますので、そうするとどこからその財源を確保するのかっていうことが、単純に起こってきます。そういった中で、私これまでも言わせていただけてますけども、やっぱり国の負担っていうのを、従来に戻していただくことで、国保財源というのは、かなり助かるんですよ。その割合、昔は簡単に言えば半分だったのが、今は3割ぐらいになってますね。その2割を穴埋めしていただくと鳴門市だけじゃなくていろんな市町村が助かるわけです。国も財源ないだろうと言うけども、今のその政府のやり方を考えてみると、防衛にしても43兆円、そのお金はどこから出てくるんだという話ですけども、そういったお金があるのであれば、やっぱりその身近な、そういう市民の負担軽減に回してはどうかというのを、市の方からでも、国の方に提言していく必要はあるのかなとすごく思います。それがなかったら、これ以上保険料上がったら、先ほど会長さんとか、市の方からも説明ありましたが、加入者一人一人の所得割合、所得の額が減ってきてます。その中で、保険料負担が増えてくると、さらに払えない方が増えてきます。そうすると、今度は、受診しない方が出てきます。だから、早めの受診で保険料というのは軽減されますけども、受診が

遅くなればなるほど、かかる保険料っていうか、医療費っていうのが増えてきますので、負の連鎖が起こってしまいます。すでに起こってますけどね。だからそういったところを、市としても、しっかり国に提言するなり、県と連携するなりを是非ともやっていただきたいなと思って、改めて、言わしていただきました。回答は結構ですので、ありがとうございました。

江戸委員

すいませんちょっと初めてなんで教えて欲しいんですけども、県の歳入の方の県支出金なんですけど、マイナス 1 億 2696 万 4000 円となってるんですけど、これって前年度も減ってるんですかね。ずっとこういう感じで減っていくもんなんですか、交付金というのは。

議 長

事務局からご回答をお願いいたします。

事 務 局

お答えさせていただきます。

歳入の方の、保険給付費等交付金、のうちですね、普通交付金につきましては、市町村が支払った療養の給付費でございますとか、療養費、高額療養費について県の方から市の方に、交付されるようなものでございまして、保険給付費が上がるほど、普通交付金が上がってるというような形になっております。

それで特別交付金につきましては、特段の取り組み状況に応じまして、県を通じて国の方から交付されてくるんですけど、例えばジェネリックの普及率を上げたりですとか、収納率を向上させるとか、それぞれ取り組みの評価に対しまして交付されるものでございまして、毎年ですね、同程度の金額にはなっていくかと考えております。

議 長

その他ご質問等ないでしょうか。

ないようですので、お諮りをいたします。

第 2 号議案、並びに第 3 号議案について、原案通り承認することで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

ご異議なしと認めます。第 2 号議案、第 3 号議案について承認とさせていただきます。引き続きその他といたしまして、事務局から報告があるようですので、説明をお願いします。

事務局

(その他の事項についての説明)

議長

ありがとうございました。

その他の報告として3件のご報告をいただきましたが、只今の説明に関してご質問等ございませんでしょうか。

上田委員

ただいまの説明で、これも質問ではございませんけども、今ご説明いただいたマイナンバーカードと被保険者証の一体化っていうことですけども、メディアとかでは実際に利用されてるのが数パーセントと、その状況で、この事態が起こると、どういったことになるのか。医療機関の先生方の方にも混乱があるし、受診される皆さんにも混乱が起きると思いますんで、そこを行政としてですね、どうやってフォローしていくのかっていうのは、かなり問われると思います。

別の機会にまた議会でも確認をさせていただきますので、今日はこの辺にしときますけども、マイナンバーカードっていうのが任意だっていう前提がどっかに飛んでしまってますよね。そもそもスタートが間違ってますので、こういったことを受診者の方の意向を無視して進めていくっていうことは、私は当然いろんな弊害が起こってくると心配しておりますので、市としても、そこら辺どうやっていくのか、しっかり考えていただけたらと思いますんで、よろしくお願いします。

保岡委員

徳島県で慢性期医療協会の会長やっております保岡と申します。国保の中の事業の1つですね。保健事業の推進という項目がございます。徳島県の第9期介護保険事業計画の中の委員で参加をしております。結局、国は考えてるといいますか、フレイル予防って非常に大事になってきます。多分認識はその通りですね。ですから健康でおってそのために、どういうふうにしていくか、そしてそのために医療費を使わないかとかいうことが、ここに求められてるわけですね。徳島県で見えますと、いわゆるフレイルサポーターとかを養成をして、フレイルの予防体操とかオーラルフレイルもそうなんです、この頃の診療報酬改定でも、リハビリと口腔ケアと栄養管理、医療ではそういう考え方ですね。介護ではさらに社会的な参加ということになっておりますが、その地域包括ケアという形を考える中で、どういうふうにしてフレイル予防を実践していくかということになってきますと、ずっと県の話聞いてみますと、例えば、理学療法士会の先生方にお

願いをして、その集団が、それぞれフレイルサポーターを養成して、またさらに各地域で集めてですね、運動して介護予防をしようというそういう構想はあるんですけども、実践的になりますと、私はその時お話してたのですが、地域にある医療機関ですね、それぞれ、例えば老健もありますし、回復リハもありますし、ちゃんとそういう運動する場所がございます。ですから、むしろそういったところをですね、医療保険なんかを使うわけではありませんから、場所を提供し、このドクターがこの地域の高齢者の介護予防のために頑張ろうという意識を持ってですね、ご自分のところの、PTさんとか栄養士さんとかを集めて、その地域の人に声をかけてですね、日を決めて集めて、そういったときに介護フレイル予防の運動するとかが、より実践的ではないかというふうに考えてですね、提案をさせていただきました。確かに私自身地域医療ケアの活動してきたんですが、大論は賛成ですが、小論ではなかなか集まってくれないですね、やっぱり組織の中のPTさんにしても、栄養士さんにしても、職務をやっておられますから、1人だけ自分がやりますって言うても、上がノーと言われたら終わっちゃいますから。地域で働くドクターの医療機関の長が認識されて、その多職種共同で、いわゆる発掘でしょうね。もう本当に言うてもなかなか来てくれない人はたくさん居ますから、それをどういうふうに、寝たきりさんとか、フレイルになりやすい人を集めて声をかけて、一回でもいいでしょうから、そういった形で介護予防を進めるということで実績を上げられたら、トータル的に介護予防事業にもなるし、それからお年寄りの高齢化、介護化を防止する策になるんじゃないかと常々考えておりますので、何かその辺、関係者がご一緒にやられたら、検討されたらいかがでしょうかということです。

議長

ありがとうございます。この協議会の運営に関わる改善すべきことが多いというご提案であったかと思います。それでは、報告に戻らせていただきますが、その他の報告につきましてご質問やご意見ございましたらお願いいたします。

前田委員

すいません、ちょっと質問させていただきたいんですが、産前産後期間の免除措置についてなんですけれども、この期間は令和5年からっていうことになってますが、何ていうんですかね、いろんなパターンがありまして、例えば代理出産とかありますし、また早期流産だとかいろんな形があるんですが、そういった方々もその4ヶ月間、6ヶ

月間という期間は保障されるのでしょうか。

事務局

回答させていただきます。パンフレットの方、カラー版の方を見させていただきますと、妊娠 85 日以上の出産が対象となりますので、妊娠、の 85 日、が経過しましたら、その後ですね、死産、流産、早産もそうなのはもう当たり前ですけれども、その人工妊娠中絶の場合も含まれます。ですので、妊娠 85 日以上経った後、分娩されたということが条件になりますので、ご指摘の死産だったり流産だったりしましてもそこは、一応免除の対象の方にはなりうるということになります。

前田委員

ありがとうございます。代理出産の場合はどうなるんですかね。決して想定外ではないと思うので。

事務局

具体的にその代理出産の、そういうお話もあろうかと思うんですけど今のところ、先ほど申し上げましたように 1 月から始まった制度になってまして、具体的に国の方からも、代理出産についての取り扱いっていうところまだ示されてないところであります。ただ、おっしゃるようにそういった対応についても今後国の方からそういう指示なり、どういうふうにするかっていうところがあれば、それに従って対応させていきたいと考えております。

議長

それでは、ご質疑等については終了とさせていただきます。本日の会議でご審議いただく内容はすべて終了いたしました。以後の進行につきまして、事務局にお返しいたします。

司会

ご審議いただきありがとうございます。最後に、池田健康福祉部長より一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

健康福祉部長

本日は、令和 5 年度、鳴門市国民健康保険運営協議会を開催いたしましたところ、お忙しい中、多くの委員の皆様方にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

席上、SNS を使った広報でありますとか、それから、国県を通じた、いわゆる市民の方の負担軽減のための取り組み等に対して声を上げていくように、或いは、介護部門とのフレイル予防に向けた介護予防との連携等について、熱心なご意見賜りました。いただきました、提言等につきましては、今後の国保運営に十分生かして参りたいと考

えております。寒い日、暖かい日ちょっと続きますけれども、委員の皆様方には、お体ご自愛いただきますとともに、今後の国保運営に関しまして、これまでと同様、ご指導をいただきますようお願い申し上げます。閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

司 会

それではこれを持ちまして、令和5年度鳴門市国民健康保険運営協議会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。